

蟹江町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

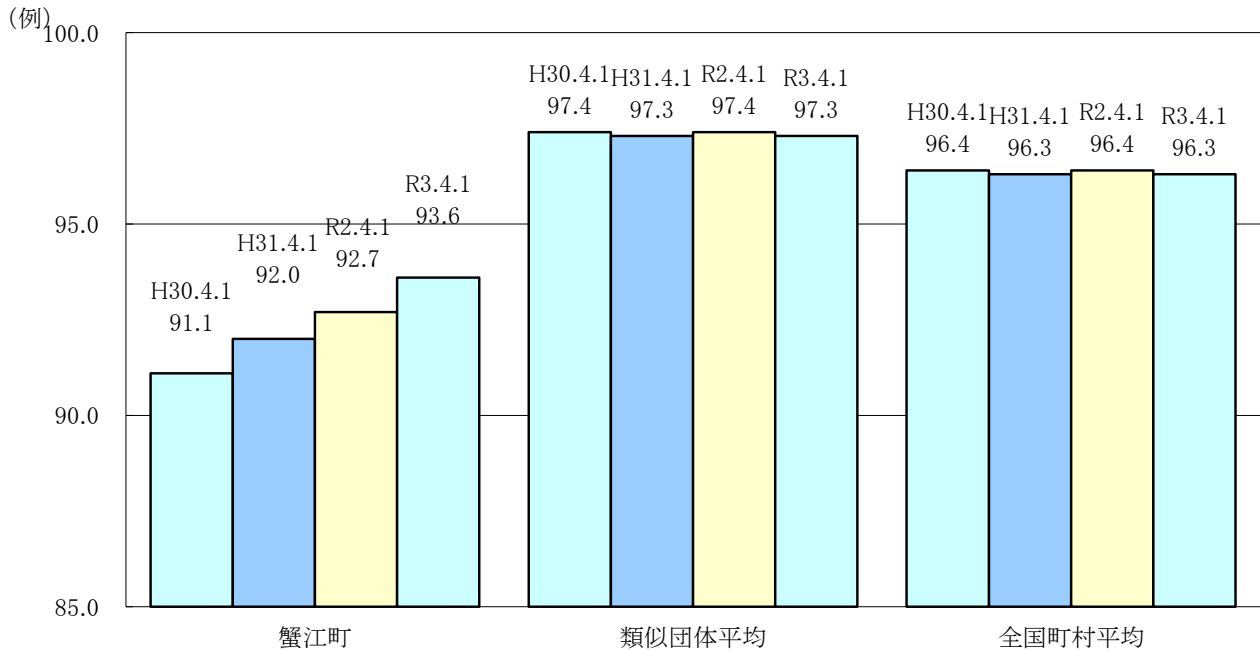
区 分	住民基本台帳人口 (3年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 元年度の人件費率
2年度	人 37,433	千円 16,396,551	千円 658,048	千円 2,584,219	% 15.8	% 19.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
2年度	人 295	千円 952,141	千円 392,260	千円 221,050	千円 1,565,451	千円 5,307	千円 5,696

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合は、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成２７年４月１日

（内容） 給料表について、国の見直し内容と同様に引下げ。激変緩和のため、３年間（平成３０年３月３１日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合） 国基準６％に対し、蟹江町においても６％を支給。

（実施時期） 平成２７年４月１日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成２７年４月１日時点は４％、給与改定後は平成２７年４月に遡及し５％、平成２８年４月１日時点は６％を支給。

（参考）

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合	平成31度の支給割合	令和２度の支給割合	令和３度の支給割合
		４月１日時点	遡及改定後						
国基準による支給割合	３％	４％	５％	６％	６％	６％	６％	６％	６％
蟹江町の支給割合	３％	４％	５％	６％	６％	６％	６％	６％	６％

③その他の見直し内容

管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成２７年４月１日実施）

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
蟹江町	37.3 歳	276,600 円	355,547 円	317,687 円
愛知県	42.8 歳	322,084 円	414,254 円	364,117 円
国	43.0 歳	325,827 円	407,153 円	—
類似団体	41.3 歳	304,463 円	371,025 円	338,405 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	公 務 員				民 間			参 考 A/B
		職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
蟹江町	57.2 歳	9 人	262,800 円	282,956 円	278,600 円	—	—	—	—
うち学校給食員	56.5 歳	3 人	259,200 円	276,867 円	274,800 円	調理師	42.0 歳	273,600 円	1.01
うち自動車運転手	— 歳	1 人	—	—	—	—	—	—	—
うち保育所調理員	57.4 歳	5 人	259,200 円	276,400 円	274,800 円	調理師	42.0 歳	273,600 円	1.01
愛知県	53.8 歳	176 人	315,772 円	370,253 円	347,007 円	—	—	—	—
国	50.9 歳	2,201 人	286,947 円	—	328,603 円	—	—	—	—
類似団体	51.5 歳	8 人	296,210 円	324,948 円	314,351 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
蟹江町	—	—	—
うち学校給食員	4,552,604 円	3,698,500 円	1.23
うち運転手	—	—	—
うち保育所調理員	4,535,700 円	3,698,500 円	1.22

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成30年～令和2年の3ヵ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人が特定されるものについては公表していません。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和３年４月１日現在）

区 分		蟹 江 町	愛 知 県	国
一般行政職	大 学 卒	182,200 円	193,200 円	182,200 円
	高 校 卒	150,600 円	158,600 円	150,600 円
技能労務職	高 校 卒	—	147,300 円	—
	中 学 卒	—	135,500 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和３年４月１日現在）

区 分		経験年数１０年	経験年数２０年	経験年数２５年	経験年数３０年
一般行政職	大 学 卒	259,300 円	351,600 円	378,400 円	394,300 円
	高 校 卒	—	—	360,100 円	328,800 円
技能労務職	高 校 卒	—	263,800 円	256,500 円	259,800 円
	中 学 卒	—	—	—	—

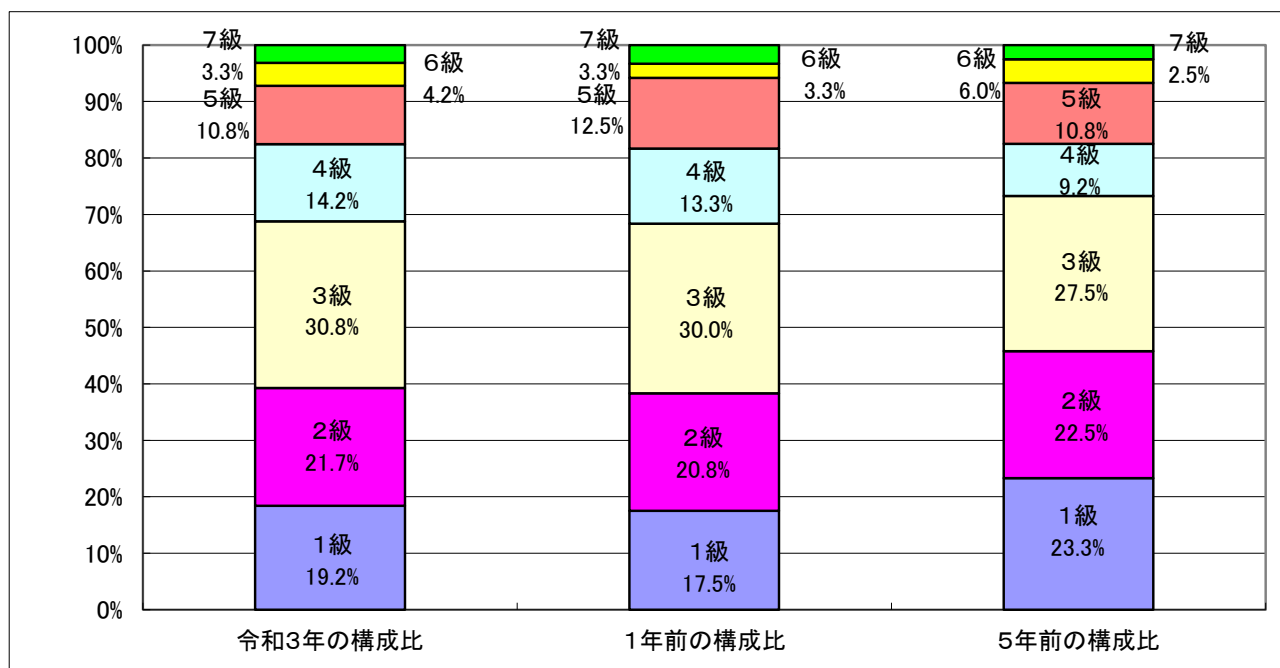
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和3年4月1日現在）

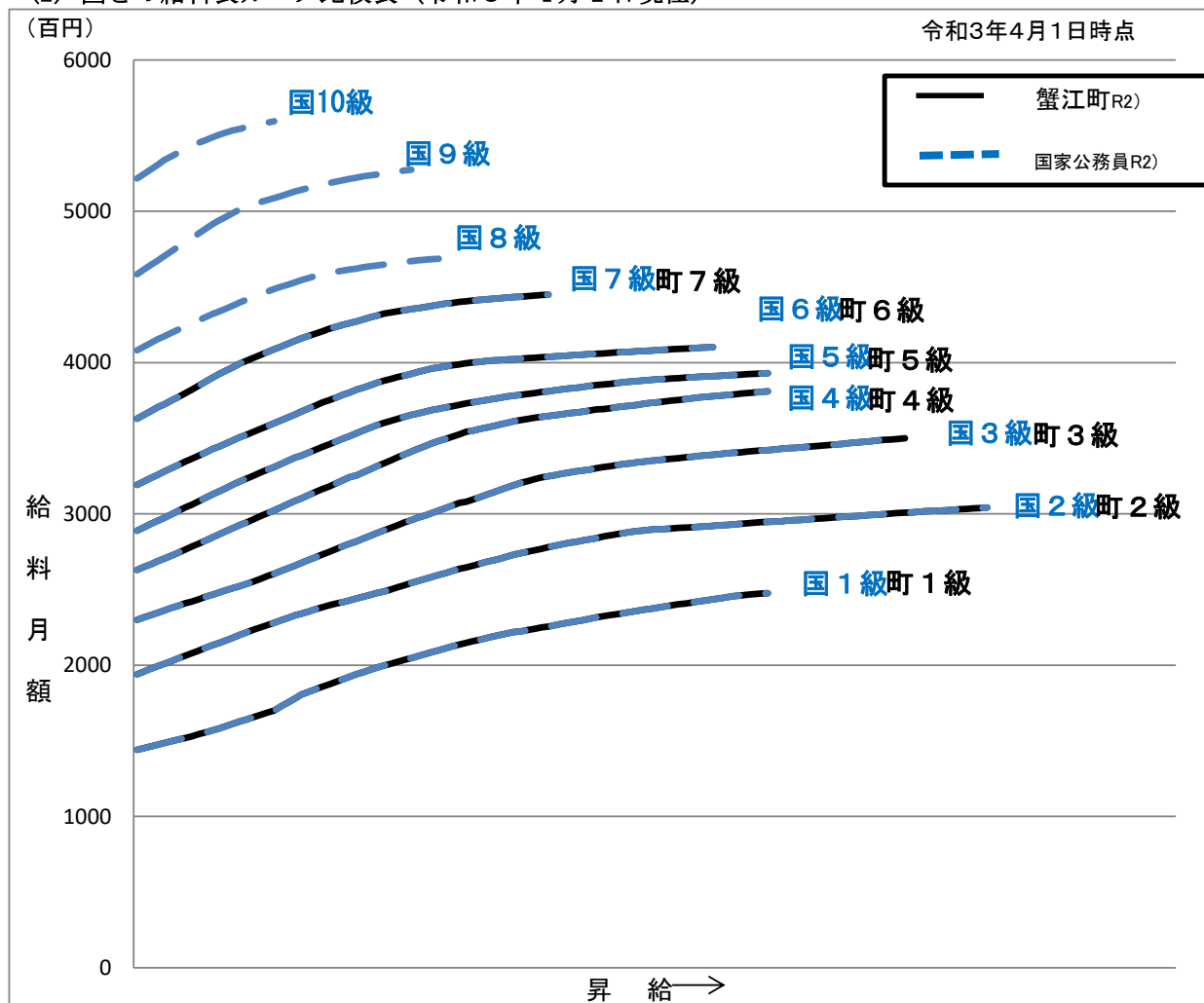
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	部 長	人 4	% 3.3	円 362,900	円 444,900
6 級	次 長	人 5	% 4.2	円 319,200	円 410,200
5 級	課 長	人 13	% 10.8	円 289,700	円 393,000
4 級	課長補佐	人 17	% 14.2	円 264,200	円 381,000
3 級	係 長 ・ 主 査 ・ 主 任	人 37	% 30.8	円 231,500	円 350,000
2 級	主 事	人 26	% 21.7	円 195,500	円 304,200
1 級	主 事	人 23	% 19.2	円 146,100	円 247,600

(注) 1 蟹江町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（令和3年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（蟹江町）

令和3年4月2日から令和4年4月1日	管理職		一般職	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

蟹 江 町	愛 知 県	国
1人当たり平均支給額（2年度） 1,403 千円	1人当たり平均支給額（2年度） 1,797 千円	—
（2年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.55 月分 1.90 月分 （1.45）月分 （0.90）月分	（2年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.55 月分 1.90 月分 （1.45）月分 （0.90）月分	（2年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.55 月分 1.90 月分 （1.45）月分 （0.90）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3～20% ・管理職加算 4～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（蟹江町）

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施した	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

蟹 江 町	国
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%） （退職時特別昇給 無） 1人当たり平均支給額 2,529 千円 19,510 千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%）

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		58,566 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		191,392 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数 国の制度（支給率）
蟹江町	6 %	306 人 6 %

(4) 特殊勤務手当（令和３年４月１日現在）

支給実績（２年度決算）	4,328 千円			
支給職員１人当たり平均支給年額（２年度決算）	88,323 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（２年度）	16.0 %			
手当の種類（手当数）	5			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (２年度決算)	左記職員に対する支給単価
滞納整理手当	右記業務に従事した職員	町税及び税外収入の滞納徴収の外勤事務に従事したとき	0 千円	日額 300 円
犬猫死体処理手当	右記業務に従事した職員	犬猫死体処理に従事したとき	0 千円	１回 1,000 円
不規則業務手当	消防士	不規則業務に従事したとき	2,348 千円	１夜間 500 円
救急救命士手当	救急救命士	救急救命業務に従事したとき	203 千円	１回 100 円
消防火災救急出動手当	消防士	火災及び救急出動に従事したとき	1,717 千円	火災 １回 300 円 救急 １回 250 円
新型コロナ対応手当	消防士・救急救命士	患者もしくはその疑いのある者に接して行う作業に従事したとき	60 千円	１回 500 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（２年度決算）	62,262 千円
職員１人当たり平均支給年額（２年度決算）	242 千円
支給実績（元年度決算）	69,830 千円
職員１人当たり平均支給年額（元年度決算）	272 千円

（注） 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（２年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和３年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （２年度決算）	支給職員１人当たり 平均支給年額 （２年度決算）
扶養手当	配偶者・・・・・・・・・・月額６，５００円 子・・・・・・・・・・月額１０，０００円 その他の扶養親族・・・月額６，５００円 満１６歳の年度初めから満２２歳の年度末までの子の加算・・・・・・・・月額５，０００円	同		24,054 千円	235,824 円
住居手当	借家の場合・・・ 月額１６，０００円を超える家賃額に 応じ月額２８，０００円を限度に支給	同		13,900 千円	308,881 円
通勤手当	公共交通機関を利用する場合 運賃額に応じ月額５５，０００円を限度 に支給（６ヶ月定期券等の価格を一括支 給） 自動車等を使用する場合 通勤距離に応じて月額２，０００円～ ３１，６００円を支給（２km未満不支 給）	同		14,004 千円	67,652 円
管理職手当	７級の者 月額７９，６００円 ６級の者 月額６６，４００円 ５級の者 月額５９，０００円 ４級以下の者 月額４４，４００円	異	支給区分 支給額	30,633 千円	712,401 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を受ける職員が、次のとおり 勤務した場合に、勤務一回につき以下の 金額を支給する。 １ 臨時又は緊急の必要その他の公務の 運営の必要により週休日又は祝日法によ る休日等若しくは年末年始の休日等（週 休日等）に勤務した場合 ７級及び６級の者 ８，０００円 ５級及び４級以下の者 ６，０００円 ２ 災害への対処その他の臨時又は緊急 の必要により週休日等以外の日の午前０ 時から午前５時までの間であって正規の 勤務時間以外の時間に勤務した場合 ７級及び６級の者 ４，３００円 ５級及び４級以下の者 ３，５００円	異	支給区分 支給額	147 千円	4,323 円
休日勤務手当	祝日法による休日及び年末年始の休日 において、勤務を命ぜられた職員に対 して、勤務１時間につき、勤務１時間当 たりの給与額に１００分の１３５を乗 じて得た額を支給する。	同		4,204 千円	105,107 円
夜間勤務手当	午後１０時から翌日の午前５時までの 間に勤務することを命ぜられた職員に 対して、勤務１時間につき、勤務１時 間当たりの給与額に１００分の２５を 乗じて得た額を支給する。	同		3,724 千円	93,089 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に対して、 勤務１回につき４，９００円を支給す る。	異	支給額	4,753 千円	75,444 円

5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区分		給	料	月	額	等
給料	町 長	895,000	円	(参考) 類似団体における最高／最低額		
	(		円)	920,000	円	565,500 円
	副 町 長	745,000	円	760,000	円	518,500 円
報酬	(		円)			
	議 長	410,000	円	499,000	円	252,000 円
	(		円)			
	副 議 長	325,000	円	430,000	円	202,000 円
期末手当	(		円)			
	議 員	300,000	円	400,000	円	174,000 円
	(		円)			
退職手当	町 長	(2年度支給割合)				
	副 町 長	3.35 月分				
	議 長	(2年度支給割合)				
	副 議 長	3.35 月分				
退職手当	議 員					
	備 考					
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)		
	町 長	895,000円×在職月数×0.392	16,840,320 円	任期毎		
	副 町 長	745,000円×在職月数×0.235	8,403,600 円	任期毎		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

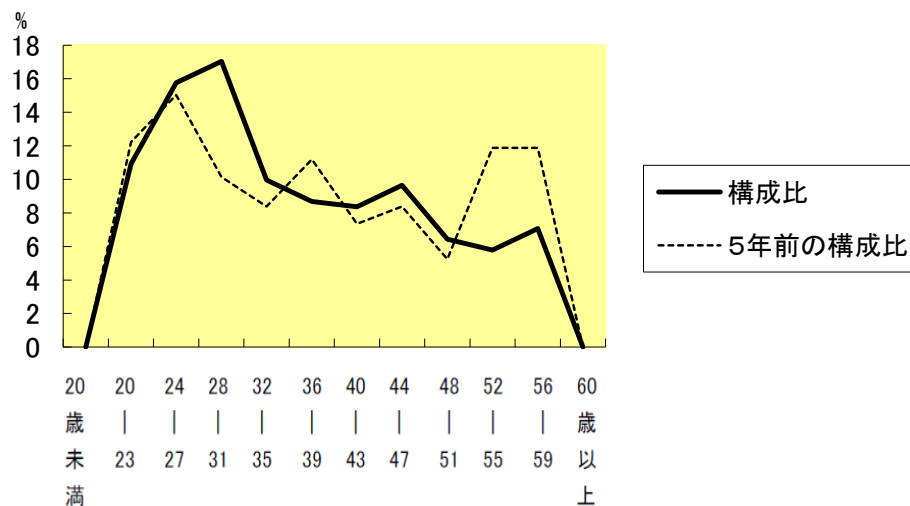
(各年4月1日現在)

分 区	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
	令和3年	令和2年		
普 通 会 計 部 門	議会	3	3	0
	総務	41	41	0
	税務	18	17	1
	民生	113	108	5
	衛生	22	18	4
	農林水産	3	3	0
	商工	6	6	0
公 営 会 企 業 部 等 門	土木	13	13	0
	計	219	209	10
	教育部門	22	22	0
	消防部門	54	56	▲ 2
小 計	小 計	295	287	8
	水 道	5	5	0
	下水道	5	5	0
	その他	6	6	0
小 計	小 計	16	16	0
	小 計	311	303	8
	[340]	[340]	[0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 83.21 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和3年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0	34	49	53	31	27	26	30	20	18	22	1	311

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年 度	28年	29年	30年	元年	2年	3年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	199	201	204	212	209	219	20 (5.6%)
教育	26	27	26	25	22	22	▲4 ▲15.4%
消防	53	54	54	53	56	54	1 (7.7%)
普通会計	278	282	284	290	287	295	17 (4.0%)
公営企業等会計	16	16	16	16	16	16	0 (6.7%)
総合計	294	298	300	306	303	311	17 (4.1%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は実 質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 元年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A		B	B/A	
2年度	千円 610,196	千円 -18,345	千円 32,287	% 5.3	% 5.0

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
2年度	人 6	千円 21,756	千円 2,475	千円 8,056	千円 32,287	千円 5,381	千円 6,165

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和3年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

な し

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
蟹 江 町	42.6 歳	342,000 円	506,057 円
団体平均	45.3 歳	335,096 円	502,816 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

蟹江町		蟹江町（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（2年度） 1,343 千円		1人当たり平均支給額（2年度） 1,441 千円	
（2年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.55 月分 1.90 月分 （ 1.45 ）月分 （ 0.90 ）月分		（2年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.55 月分 1.90 月分 （ 1.45 ）月分 （ 0.90 ）月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

蟹 江 町				蟹 江 町 （ 一 般 行 政 職 ）			
(支給率)		自己都合	応募認定・定年	(支給率)		自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分		24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分		24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分		33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分		33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分		47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分		47.709 月分
最高限度額	47.709 月分		47.709 月分	最高限度額	47.709 月分		47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置			
(割増率2～45%)				(割増率2～45%)			
(退職時特別昇給		無		(退職時特別昇給		無	
1人当たり平均支給額		0 千円		1人当たり平均支給額		2,529 千円	
		0 千円				19,510 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(令和3年4月1日現在)

支給実績(2年度決算)		1,276 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)		212,667 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
蟹江町	6 %	6 人	6 %

エ 特殊勤務手当(令和3年4月1日現在)

支給実績(2年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(2年度)	0.0 %
手当の種類(手当数)	0

オ 時間外勤務手当

支給実績(2年度決算)	1,359 千円
職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)	272 千円
支給実績(元年度決算)	1,796 千円
職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)	299 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(2年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和3年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (2年度決算)
扶養手当	配偶者・・・月額6,500円 子・・・月額10,000円 その他の扶養親族・・・月額6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度 末までの子の加算・・・月額5,000円	同		846 千円	282,000 円
住居手当	借家の場合・・・ 月額16,000円を超える家賃額に応じ 月額28,000円を限度に支給	同		248 千円	248,000 円
通勤手当	公共交通機関を利用する場合 運賃額に応じ月額55,000円を限度 に支給(6ヶ月定期券等の価格を一括支 給) 自動車等を使用する場合 通勤距離に応じて月額2,000円～ 24,500円を支給(2km未満不支 給)	同		74 千円	37,000 円
管理職手当	7級の者 月額79,600円 6級の者 月額66,400円 5級の者 月額59,000円 4級以下の者 月額44,400円	同		797 千円	797,000 円